

昭和辛酉年一月十一日

スチエワード砲台現状報告

スチエワード砲台長

海軍少尉原田国市

昭和二十年三月十八日

陸海軍大臣 西本

第十二特別根據地隊司令部

高台分ノ間海軍慰安所利用内規ヲ左ノ通定ム

海軍慰安所ノ管理經營ハ海軍司令部ニ於テ一括之ヲ行フ

家屋ハ業者者ニ無償貸與スルモノトシ家具調度品等ハ必要最少限一時貸與ス

業者者ハ貸與物件保管ノ責ニ任ズルモノトス

業者者ハ清潔整頓ヲ日トシ衛生ニ関シテハ司令部ノ指示ニ從フモノトス

軍医長ハ毎月第ニ第四大曜日ニ健康診断ヲ行ヒ其ノ結果ヲ報告スルモノトシ不合格者ハ必ヨ業ヲ停止セシム

海軍慰安所ヲ別ニテ鶴、交、島、交、松、交、竹、交、又、梅、ノ多ノ

又トス

鶴、交、島、ノ多(准士官以上用)、利用ニ関シ左ノ通定ム

ハ)時間及料金

標準ニ依リ配付ス

(5) 利用者ハ本券購入(料金ハ前項所定通)ノ上尉心券所ニ於テ相手業
者ニ手交ス

(6) 各隊(飛部所)長ハ右料金ヲ取纏メ別紙様式調書ト共ニ毎月毎ニ主
計長迄送付スルモノトス

(7) 業者ニ對スル支拂ハ毎月一ヶ月間ニ於ケル核高ヨリ生活諸費其他
ヲ控除シ上支給ス

(8) 慰安所内ニ於テハ現金支拂ハ一切禁止ス
毎月八日ハ定休日ナリ

二 利用者業者共ニ家産等ニ備付品等ノ取扱ヲ丁寧ニシ毀損亡失等ナキ様
留意シノコト

三 不都合アリト認メタル場合ハ該業主ヲシテ営業停止又ハ當該利用者ノ出
入禁止ヲ命ズルコトアリ

(別紙)

(附)

書調券安慰					計
兵用	下士官用	上等	官	准	
		第一種	第二種	第三種	

時	間	料	金	記	率
二四〇〇	以降	一五〇〇	〇〇		
短時	間	七〇〇	〇〇	三〇〇〇	以前約時間ヲ標準トス

(四) 利用者ノ範圍

- (一) 海軍准士官以上及同待遇者
 - (二) 判任一等待遇以上ノ海軍文官、軍屬
 - (三) 商社ハ司令部ニ於テ許可セラレタル者
 - (四) 其他特ニ司令部ニテ許可セラレタル者
- (イ) 其他
 (ロ) 慰安所内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス
 六、松ノ家(下士官兵用)ノ利用ニ關シ左ノ通定ム
 (イ) 時間及料金

時	間	料	金	記	率
三〇〇	分	三〇〇	〇〇	二〇〇	〇〇

- (二) 利用者ノ範圍
海軍下士官兵
- (イ) 其他
 (ロ) 慰安所内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス

(イ) 時間及料金
 (ロ) 慰安所内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス
 (ハ) 松ノ家(短時間)一時間以内)五〇〇トス
 七、竹ノ家(施設部隊費用)ノ利用ニ關シ左ノ通定ム
 (イ) 時間及料金

時	間	料	金	記	率
一時間	以内	五〇〇	〇〇		

- (二) 利用者ノ範圍
施設部隊員
- (イ) 其他
 (ロ) 慰安所内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス
 八、梅ノ家(施設部隊以外軍屬商社關係費用)ノ利用ニ關シ左ノ通定ム
 (イ) 時間及料金

時	間	料	金	記	率
一時間	以内	五〇〇	〇〇		

- (二) 利用者ノ範圍
施設部隊以外軍屬商社關係員
- (イ) 其他
 (ロ) 慰安所内ニ於ケル飲食ヲ禁止ス
 (ハ) 松ノ家(短時間)一時間以内)五〇〇トス
 九、司令部隊ニ於テ慰安所使用券ヲ発行シ之ヲ各段(艇部所)ニ別ニ定ム